

証券取引及び証券市場からの反社会的勢力 の排除について

—証券保安連絡会実務者会議 第二次中間報告—

平成 20 年 5 月 7 日
証券保安連絡会実務者会議

目 次

はじめに	1
株券電子化への対応	1
不当要求情報管理機関の業務内容について	2
1 証券版「不当要求情報管理機関」の役割	2
2 排除の対象となる反社会的勢力の範囲	2
3 証券取引（顧客）からの排除業務	3
4 証券取引所上場会社からの排除業務	3
(1) 証券会社における引受審査（新規上場の場合）	3
(2) 証券会社における引受審査（公募増資等の場合）	3
(3) 証券取引所における上場審査の場合	4
(4) 証券取引所における上場会社管理の場合	4
5 市場仲介者（証券会社）からの排除業務	4
(1) 加入審査	4
(2) 会員管理	5
(3) 取引参加者（会員）管理	5
6 排除の際の支援	5
7 情報収集、集約、管理業務（証券会社・証券取引所に提供を求める情報）	5
8 反社会的勢力の排除についての研修業務等	6
9 組織設計	6
おわりに	7
参考資料	8
「株券電子化への対応」関係	8
○ 「証券取引・証券市場からの反社会的勢力の排除について」（証券保安連絡会実務者会議中間報告）（抜粋）	8
○ 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について（抜粋）	8
○ 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説（抜粋）	8
○ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抜粋）	9
「不当要求情報管理機関の業務内容について」関係	10
○ 「証券取引・証券市場からの反社会的勢力の排除について」（証券保安連絡会実務者会議中間報告）（抜粋）	10

はじめに

「証券保安連絡会実務者会議」は、第1回会合が開催された平成19年1月9日から同年7月26日まで、合計12回に亘り、反社会的勢力の排除に向けた実効的対策及び証券版「不当要求情報管理機関」の設置等について検討を行い、「証券取引・証券市場からの反社会的勢力の排除について」(証券保安連絡会実務者会議中間報告。以下「中間報告」という。)を取りまとめ、同年7月30日、その要旨を公表するとともに、反社会的勢力の排除に向けた取組みの方向性を関係者に周知した。

その後、継続検討事案である株券電子化への対応及び反社会的勢力に関する情報を収集・集約するための証券版「不当要求情報管理機関」の具体的な設計について、平成19年9月13日から平成20年5月7日まで、合計14回に亘り、さらなる協議を行い、現段階における検討結果を第二次中間報告として、取りまとめることとした。

株券電子化への対応

証券界では、平成21年を目途に株券の電子化実現に向けた取組みを行っている。従来は、証券会社に口座がなくても、相対取引で株式の売買は可能であったが、電子化後は、証券会社取引口座を開設しなければ、上場会社の株式の売買は行うことができなくなる。したがって、証券会社における反社会的勢力の顧客からの排除が徹底されれば、反社会的勢力による不公正な証券取引、上場会社のエクイティファイナンスへの関与、上場会社に株付けしての不当な要求等が不可能になるのであり、証券会社の責任は従来以上に重いものになる。

証券会社は、中間報告における基本原則に従って対応しなければならない。

○ 中間報告における内容(抜粋)

証券取引・証券市場における反社会的勢力の排除に関する基本原則

2 証券関係者による反社会的勢力への対応に関する基本原則

(1) 証券取引(顧客)からの排除

反社会的勢力による新規の証券取引(口座開設)は、一切禁止する。既存顧客が反社会的勢力であると判明した場合には、取引関係の解消のために行う取引を除き、新規の証券取引を一切禁止するとともに、取引関係を解消(口座の閉鎖)するよう努めなければならない。

また、反社会的勢力による疑わしい取引に関する情報を入手した際には、速やかに金融庁を通じて「疑わしい取引の届出」をFIUに提出するものとする。

なお、証券会社において、このような反社会的勢力に対する対応に、困難が生じるといった場合には、日本証券業協会等に連絡・相談するとともに、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関とも連携して、的確に対処する必要がある。

後出の参考資料「株券電子化への対応」関係を参照

不当要求情報管理機関の業務内容について

先の中間報告において、「反社会的勢力に関する情報を一元的に収集・集約及び管理をし、反社会的勢力との関係の有無に関する調査、証券会社及び証券取引所からの照会・調査依頼の受付・回答等を行うことを主たる業務とする専門の機関を新たに設立することが望ましい。」とし、証券版「不当要求情報管理機関」(以下「新機関」という。)の設立への提言が行われた。それを受けて、第2回証券保安連絡会(平成19年7月30日開催)において、設立に向けてのコンセンサスが得られた。

本実務者会議においては、この新機関の設立に向け、業務内容等についての論点整理を行った。

1 証券版「不当要求情報管理機関」の役割

新機関は、証券取引及び証券市場から反社会的勢力を排除するために、反社会的勢力に関する情報の収集、集約等を行い、データベースを構築し、証券関連機関が反社会的勢力を排除するに当たって行う照会に対して、データベースに基づき情報を提供するものである。また、必要に応じ、可能な範囲内で証券関連機関が反社会的勢力を排除するのを支援するものとする。

なお、証券取引及び証券市場から反社会的勢力を排除する主体は、従来と同様、あくまでも契約の当事者等である証券関連機関である。

2 排除の対象となる反社会的勢力の範囲

新機関の排除の対象となる反社会的勢力の範囲については、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」が対象となる。

具体的には次のものが含まれる。(属性情報)

- (1) 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。)
- (2) 暴力団員(暴力団の構成員をいう。)
- (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)
- (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- (5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうし

て、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

- (7) 特殊知能暴力集団等(から に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)

警察庁「組織犯罪対策要綱」(平成16年10月25日警察庁次長通達)参照

他に、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為など(いわゆる行為要件)を行う者は、その行為から類推して、反社会的勢力の疑いがある者として扱う(行為情報)。また、暴力団との関係が疑われる者等は、反社会的勢力の疑いがある者として扱う(関連情報)。

3 証券取引(顧客)からの排除業務

一定のルールのもとで、新規顧客、既存顧客を新機関に照会することを証券会社に義務付けるものとする。反社会的勢力に該当することが判明した場合には、新規の場合は口座開設を行わず、また、既存の場合は契約の解消に向けた措置に努めなければならないこととする。

証券会社が新機関へ照会する事項は、次のとおりとする。

- ・ 個人顧客の場合 顧客 + 取引代理人・担当者
- ・ 法人顧客の場合 顧客 + 代表者 + 取引担当者

4 証券取引所上場会社からの排除業務

(1) 証券会社における引受審査(新規上場の場合)

証券会社が引受審査を行うに際しては、新規上場申請会社に関する以下の事項について、新機関に照会することを義務付けるものとし、照会の結果、当該申請会社(企業グループ内の他の会社を含む)の反社会的勢力との関係について、疑うに足る合理的理由が存在する場合には、当該申請会社の引受を行わないものとする。

証券会社が新機関へ照会する事項は次のとおりとする。

株主
役職員
主要取引先等
企業グループ内の他の会社

(2) 証券会社における引受審査(公募増資等の場合)

上場会社が公募増資等を行うに際して、証券会社が引受を行う場合には、当該上場会社に関する以下の事項について、新機関に照会することを義務付けるものとし、照会の結果、当該上場会社(企業グループ内の他の会社を含む)の反社会的勢力との関係について疑うに足る合理的理由が存在する場合には、当該上場会

社による公募増資等の引受は行わないものとする。

証券会社が新機関へ照会する事項は次のとおりとする。

株主
役職員
主要取引先等
企業グループ内の他の会社

(3) 証券取引所における上場審査の場合

新規上場申請会社に関する照会事項については、証券取引所が必要と判断した事項について照会するものとし、照会の結果、当該申請会社（企業グループ内の他の会社を含む）の反社会的勢力との関係について、疑うに足る合理的理由が存在する場合には、当該申請会社の新規上場は認めないものとする。

証券取引所が新機関へ照会する事項は次のとおりとする。

株主
役職員
主要取引先等
企業グループ内の他の会社

(4) 証券取引所における上場会社管理の場合

既上場会社に関する照会事項については、証券取引所がその上場管理業務を遂行していく上で必要と判断した事項に関し照会するものとし、照会の結果及び訴訟結果その他の理由で当該上場会社（企業グループ内の他の会社を含む）が健全な企業活動の維持という観点から反社会的勢力と不適切な関係を有していることが明確となった場合には、当該上場会社のステークホルダーへの影響を配慮しつつ、関係の解消を促す等の措置を講じるものとする。

証券取引所が新機関へ照会する事項は次のとおりとする。

株主
役職員
主要取引先等
企業グループ内の他の会社

5 市場仲介者（証券会社）からの排除業務

(1) 加入審査

日本証券業協会が加入審査を行うに際しては、新規加入申請証券会社に関する以下の事項について、新機関に照会するものとし、照会の結果、当該申請会社の反社会的勢力との関係について、疑うに足る合理的理由が存在する場合には、金融庁（財務局）と連携を図り、当該申請会社の加入は認めないようにするものとする。

日本証券業協会が新機関へ照会する事項は次のとおりとする。

株主

役職員
企業グループ内の他の会社

(2) 会員管理

日本証券業協会は会員証券会社に関する以下の事項について、新機関に照会するものとし、照会の結果、当該会員証券会社の反社会的勢力との関係について、疑うに足る合理的理由が存在する場合には、金融庁(財務局)と連携を図りつつ、当該会員証券会社の除名等の処分を行うなどの対応をとるものとする。

下記の事項に関し、変更があった時など随時照会するものとする。

株主
役員

(3) 取引参加者(会員)管理

取引参加者(会員)である証券会社又は取引資格取得(会員加入)申請証券会社に関する照会については、証券取引所が必要と判断した場合に照会するものとする。照会の結果、取引資格取得(会員加入)申請証券会社の反社会的勢力との関係について、疑うに足る合理的理由が存在する場合には、当該申請証券会社の取引資格の取得(会員加入)は認めないものとする。また、既存の取引参加者(会員)の反社会的勢力との関係について、照会の結果及び訴訟結果その他の理由で当該取引参加者(会員)が反社会的勢力と企業の健全性の観点から不適切な関係を有していることが明確となった場合には、当該取引参加者(会員)のステークホルダーへの影響を配慮しつつ、関係の解消を促す断固とした措置を講じるものとする。

証券取引所が新機関へ照会する事項は次のとおりとする。

株主
役職員
企業グループ内の他の会社

6 排除の際の支援

新規顧客及び既存顧客からの反社会的勢力の排除手続きについては、原則として、各社が対応するものとするが、証券会社が契約を拒絶又は解消する際に、要請に応じ、対応方法等についてのアドバイス、警察、暴力追放運動推進センターへの連絡、民暴担当弁護士の紹介などの支援業務を行うものとする。

7 情報収集、集約、管理業務(証券会社・証券取引所に提供を求める情報)

証券会社、証券取引所からの情報の集約

証券会社及び証券取引所は、独自に収集・蓄積した情報について新機関に供出する等、データベースの充実に協力するものとする。

新聞、雑誌等の公開情報の収集
インターネットからの情報収集

官報（指定暴力団に関する告示等）

8 反社会的勢力の排除についての研修業務等

証券会社をはじめ関係各機関等に対し、反社会的勢力の排除についての研修活動支援を行うものとする。

9 組織設計

- (1) 新機関の組織設計については、既に不当要求情報管理機関として登録を受けている財団法人競馬保安協会、財団法人競艇保安協会、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の3団体のように独立した組織、又は日本証券業協会等の内部組織が考えられる。それぞれメリット、デメリットがあるが、法律上の守秘義務等をはじめ組織の性格上日本証券業協会等の内部組織としてスタートし、その後の運用状況を見て、組織体制、業務内容の見直しを行ってはどうかと考えられる。
- (2) 費用面においては、初期の設立費用については、想定される関係者での負担が必要である。また、設立以降の経常経費については、関係者での負担のほかに個別利用者負担が必要であると考えられる。
- (3) 日本証券業協会等の内部組織とした場合は、定款変更等の諸手続きが必要と思われ、早急な対応を要する。
- (4) 反社会的勢力のデータベース等のシステム設計等については、証券会社等の実務担当者の意見を反映させる必要があると考えられる。

おわりに

昨年7月、本実務者会議は、「証券関係者は証券取引・証券市場から反社会的勢力を排除する」という決意を対外的に表明するとともに、反社会的勢力の排除に向けた取組みの方向性を関係者に周知するため、中間報告として検討状況を取りまとめた。

その後、平成19年度版「警察白書」においては、副題を「特集：暴力団の資金獲得活動との対決」とし、暴力団と「暴力団と共生する者」の証券取引への介入について数ページにわたり言及している。

金融庁は、平成20年3月26日付けで、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針をはじめとし、各監督指針の一部改正を行い、反社会的勢力の排除に向けた方針を明確化している。

また、各証券取引所においても、反社会的勢力の排除のための取組みを着実に推進している。

本実務者会議では、さらに反社会的勢力の排除のための取組みを推進するため、山積する諸問題について引き続き検討を行うこととしたい。

以　上

参考資料

「株券電子化への対応」関係

- 「証券取引・証券市場からの反社会的勢力の排除について」(証券保安連絡会実務者会議中間報告)(抜粋)

証券取引・証券市場における反社会的勢力の排除に関する基本原則

2 証券関係者による反社会的勢力への対応に関する基本原則

(1) 証券取引(顧客)からの排除

反社会的勢力による新規の証券取引(口座開設)は、一切禁止する。既存顧客が反社会的勢力であると判明した場合には、取引関係の解消のために行う取引を除き、新規の証券取引を一切禁止するとともに、取引関係を解消(口座の閉鎖)するよう努めなければならない。

また、反社会的勢力による疑わしい取引に関する情報を入手した際には、速やかに金融庁を通じて「疑わしい取引の届出」をFIUに提出するものとする。

- 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について(抜粋)

(平成19年6月19日 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

1 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 取引を含めた一切の関係遮断

2 基本原則に基づく対応

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方

- 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

(2) 平素からの対応

- 反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

- 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説(抜粋)

(4) 反社会的勢力との一切の関係遮断

反社会的勢力による被害を防止するためには、反社会的勢力であると完全に判明した段階のみならず、反社会的勢力であるとの疑いを生じた段階においても、関係遮断を図ることが大切である。

勿論、実際の実務においては、反社会的勢力の疑いには濃淡があり、企業の対処方針としては、

直ちに契約等を解消する

契約等の解消に向けた措置を講じる

関心を持って継続的に相手を監視する(= 将来における契約等の解消に備える)

などの対応が必要となると思われる。

ただ、いずれにせよ、最終的に相手方が反社会的勢力であると合理的に判断される場合には、関係を解消することが大切である。

なお、金融機関が行った融資等、取引の相手方が反社会的勢力であると判明した時点で、契約上、相手方に期限の利益がある場合、企業の対応としては、関係の解消までに一定の期間を要することもあるが、不当要求には毅然と対応しつつ、可能な限り速やかに関係を解消することが大切である。

○ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抜粋）

（平成20年3月26日 金融庁）

- 2 - 1 1 反社会的勢力による被害の防止

(1) 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む金融商品取引業者においては、金融商品取引業者自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融商品取引から排除していくことが求められる。

もとより金融商品取引業者として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、金融商品取引業者においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19 年 6 月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。また、新興市場における新規株式公開や上場市場におけるエクイティ・ファイナンス等により、暴力団等の反社会的勢力が金融商品市場に介入し、資金獲得を図っている状況も窺われる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって金融商品取引業者や役

職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(2) 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組を行うこととしているか。

イ . 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。

ロ . 定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと。

ハ . いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。

「 不当要求情報管理機関の業務内容について」関係

- 「証券取引・証券市場からの反社会的勢力の排除について」(証券保安連絡会実務者会議中間報告)(抜粋)

反社会的勢力排除のための情報収集・情報交換・情報集約の必要性

3 情報集約の必要性和不当要求情報管理機関の設立

(1) 新たに設立する機関(以下「新機関」という。)の業務

新機関に求められる主要な業務は、次のとおりである。なお、証券会社が全国各地に所在し、業務を行っている状況に鑑みると、新機関は全国規模でその業務を行うことが可能な体制を整備する必要がある。

反社会的勢力に関する情報収集・集約

反社会的勢力との関係の有無に関する調査

証券会社・証券取引所からの照会・調査依頼受付・回答

(2) その他の業務

上記(1)以外の業務として、以下のものが期待されており、どのように対応していけるのかについて、新機関や日本証券業協会において引き続き検討を進める必要がある。

排除するか否かの判断に関する基準の明確化

実際に排除した事例の他者への情報提供

取引拒絶により反社会的勢力から提起された訴訟の支援(コスト面を含む)

証券会社における排除のための折衝実務の支援

証券会社向けの普及啓発・研修

(3) 新機関の利用者

新機関を利用する者は、証券会社、証券取引所、その他証券関係機関が想定される。また、前述のとおり、日本証券業協会の特別会員（登録金融機関）についても証券会社と同様に証券取引・証券市場からの反社会的勢力排除のための取組みを行うことが求められていることから、特別会員による新機関の利用も想定する必要がある。

(4) 新機関の設立にかかる費用及び運営費用

新機関の設立にかかる費用や運営のための費用については、上記(3)の利用者による負担が想定される。なお、費用の負担方法については、今後検討していく必要があるが、併せて、他の機関からの助成を受けることができるかについても検討してはどうか。

(5) 「不当要求情報管理機関」の登録

上記のような機能を十分に果たすため、新機関は暴力団対策法で定められた不当要求情報管理機関の登録を受ける必要がある。登録を受けることによって、警察関係機関、暴力追放運動推進センター等からの支援を受けることが可能となる。

「不当要求情報管理機関」とは、不当要求に関する情報¹（不当要求情報の収集及び事業者に対する不当要求情報の提供を業とする民間の機関であり、その具体的事業は、設立に参加した各事業者が収集した暴力団による不当要求に関する事実、行為形態、成功した防止策等の各種情報を収集管理し、各事業所が暴力団による不当要求による使用人等の被害を防止するため必要な措置を講じることができるよう、情報を提供すること等（＝暴力団等に関する情報の収集、分析、還元等）である。

なお、不当要求情報管理機関として登録を受けるためには、いくつかの要件があり、例えば、「不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とするため必要な体制が整備されていること」として、次の から までの条件を充足している必要がある。

不当要求情報関連業務を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有していること（事務所借上げ費等、常勤の事務職員の給与費等、情報処理機器の購入、賃借、保守等に要する経費等）

不当要求情報関連業務若しくはそれに類する業務に従事した期間が通算して3年以上であり、又はこれと同等以上の知識経験を有すると認められる常勤の職員を不当要求情報関連業務に従事させていること

不当要求情報関連業務に使用する恒久的な施設を有していること

不当要求情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、若しくは出力又はこれに類する処理のために、電子計算機その他の情報処理機器が使用されていること

¹ 「不当要求に関する情報」とは、各事業者が収集した不当要求に関する事実、不当要求の行為形態、不当要求の防止又は撃退に成功した措置等に関する情報をいう。

不当要求情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他当該情報の適切な管理のための措置（物理的な安全確保措置、不当要求情報の適切な管理のための規定の整備等）が定められていること